四　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
五・六　［略］
［7～16　略］

17　法別表第一の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
五　資金決済に関する法律第六十二条の三の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
六　資金決済に関する法律第六十二条の七第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
七・八　［略］
九　資金決済に関する法律第六十三条の二十三の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査
十　資金決済に関する法律第六十三条の三十三第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
十一～十三　［略］
［18～86　略］

87　法別表第一の六十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項の保険給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付を受ける権利に係る請求等（請求、申請、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理又はその請求等に係る事実についての審査
［三～七　略］
［88～118　略］

119　法別表第一の七十七の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三条第一項の特別障害給付金の支給を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
三～六　［略］
［120～184　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

［新設］
三・四　［同上］
［7～16　同上］

17　［同上］
［一～四　同上］
［新設］

［新設］
五・六　［同上］
［新設］

［新設］
七～九　［同上］
［18～86　同上］

87　［同上］
一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条保険給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二　労働者災害補償保険法第一項の保険給付を受ける権利に係る請求等（請求、申請、届出又は報告をいう。以下この号において同じ。）の受理又はその請求等に係る事実についての審査
［三～七　同上］
［88～118　同上］

119　［同上］
［新設］
一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第六条第一項若しくは第二項の特別障害者給付金の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
二～五　［同上］
［120～184　同上］